

林業・木材産業改善資金

林業や木材産業に携わる方に無利子で幅広い用途で活用して頂ける資金です

Q1 どのような使い道があるのか？

- 新たな林業部門の経営の開始
- 新たな木材産業部門の経営の開始
- 林産物の新たな販売方式の導入
- 林業労働に係る安全衛生施設の導入
- 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入



※ 具体的にどのような事業が貸付の対象になるのかについては、直接ご相談ください。

Q2 どのような人が借りられるのか？

- | | | |
|-------------|----------------|-------------|
| (1) 森林所有者 | (5) 森林組合連合会 | (9) 木材製造業者 |
| (2) 林業労働従事者 | (6) 素材生産業者 | (10) 木材卸売業者 |
| (3) 森林組合 | (7) 素材生産組合 | (11) 木材市場業者 |
| (4) 生産森林組合 | (8) 林業経営を行う市町村 | |

Q3 どのような条件で借りられるのか？

- 貸付限度額 :

個人	1, 500万円
会社	3, 000万円
団体	5, 000万円
木材製造業	} 1億円
木材卸売業	
木材市場業	
- 貸付利率 : 無利子
- 償還期間 : 10年以内 (うち据置期間3年以内 均等年賦償還)



Q4 借りたいときはどうしたらよいのか？

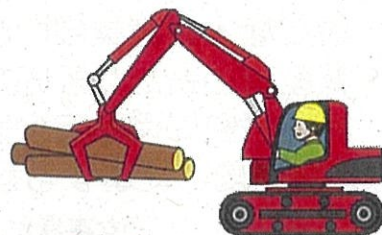
必要書類（裏面参照）をご用意いただき、下記の窓口にご提出ください。

○ 東京都森林事務所森林産業課振興担当 青梅市河辺町 6-4-1 Tel 0428-22-4183

Q5 借入に必要な書類は何か？

○申請者（連帯債務者）に関する書類

- ・貸付資格認定申請書(要綱第1号様式)
 - ・貸付申請書(要綱第3号様式)
 - ・確定申告書の写し又は決算書(直近3年分)
 - ・収支計画書、既存借入金・新規借入金計画調書、改善期間内の償還財源及び返済額表 計3部
(※東京都林業・木材産業改善資金貸付要領別表1に基づき別途指定する様式)
 - ・納税証明書(所得税、法人税、事業税のうち1部)
 - ・印鑑証明書
 - ・定款・議案書(規約、団体の概要等が確認できる書類)
 - ・登記簿謄本(法人は法人登記簿謄本)
- ※資金使途に応じて事業費の見積書等が必要になります。



○連帯保証人に関する書類

- ・連帯保証人承諾書
- ・債務保証確認書
- ・所得証明書
- ・納税証明書(所得税又は事業税)
- ・印鑑証明書
- ・固定資産税評価証明書



※貸付額が1500万円以上の場合は保証人の他に担保が必要になります。

Q6 借入れまでにどれくらい時間がかかるの

■申請から交付までの日程

	申請期限	資格の審査	貸付決定日	交付日	償還日 (翌年以降)
第1回貸付	4月末日	5月下旬	6月上旬	6月下旬	6月20日
第2回貸付	8月末日	9月下旬	10月上旬	10月下旬	10月20日
第3回貸付	12月28日	1月下旬	2月上旬	2月下旬	2月20日

【注意事項】

1. 申請後の日程はあくまでも目安です。申請の内容や書類の準備状況等により前後する場合がありますので、申請に先立ち、早めにご相談いただきますようお願いいたします。
2. 審査の結果によりご希望に沿えない場合もあります。

■相談窓口

東京都産業労働局農林水産部調整課 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階南 Tel 03-5000-7180
 東京都森林事務所森林産業課振興担当 青梅市河辺町6-4-1 Tel 0428-22-4183

詳しくは相談窓口にご相談いただくか、東京都のホームページをご覧ください

東京都 林業改善資金

検索

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/about/yuushi/ringyou/kaizen/>